

総務常任委員会調査報告書

(平成19年3月定例会)

1 調査事件

消防体制について

2 目的

火災や自然災害等から尊い人命と貴重な財産を守ることは、自治体にとって最大の責務である。少子高齢化が進むなか団員の確保等の組織体制、水利をはじめとする施設整備のあり方など、消防体制の一層の充実を図るべく調査を実施した。

3 調査の経過

平成18年12月21日(会期中)

平成19年 1月11日

1月17日 現地調査(立川分署、立川福祉センター貯水槽、吹払、貢地目地区、余目分署、余目バイパス47号線、庄内臨空工業団地あまるめ)

2月 2日

2月14日 消防団幹部会との合同会議

2月16日

2月19日

4 調査の結果

「現況」

(1) 組織について

庄内町消防団員は町の条例定数1,100名に対し1,68名の団員となっている。各班の基準数は「別表1」のとおりであるが、基準数を超過している班19班、定数同数49班、不足している班29班と組織的にバラツキがあった。特に定員の半数にも満たない班3班、半数の班4班である。

また、昼間に庄内町に在住している消防団員は5444名で、全体の41.5%である。

(2) 水利について

本町内に設置されている消火栓、貯水槽等の消防庁告示による水利基準によると充足率は、全体として71.3%(余目地区79.3%、立川地区50.3%)となっている。集落毎にみると消防水利基準の50%未満の集落が28集落あった。

消火栓は配水管150mmに接続されているもの264基、150mm以下に接続されているもの395基あった。また、庄内臨空工業団地あまるめについては地下式であった。貯水槽では40t以上のものが180基あり、20t~39tが59基であった。また集落によっては20t未満のものもあり、貯水槽の無い集落は12集落あった。「別表2」参照 不足する水利については河川等の自然水利を利用している。

(3) 常備消防について

酒田地区消防組合の余目分署、立川分署とも昭和48年に設置され現在に至っている。

「課題」

(1) 組織について

ア 若者の減少や勤務地との関係から、団員の確保がむずかしく、減少の拍車がかかってお

り、昼間稼働団員確保にも大きな影響を及ぼしている。どう解決を図るかが課題である。

イ 自主防災組織が、未組織の集落も散見される。

(2) 水利について

ア 消防水利基準に照らし施設不足の地帯が散見される。

イ 民有地に設置されている消火施設の取り扱いについては1町2制度になっている。

ウ 自然水利は4月～9月まで使用可能であるが、冬期間の湯水期は使用できない所もある。

(3) 常備消防について

建物の老朽化に加え敷地が狭いため、日常訓練と装備点検等に支障をきたしている。

「意見」

(1) 組織について

ア 各班ごとに定数基準を目標にして団員数を確保し、有事に即応できる体制にすべきである。

イ 入団の際は、仲間意識を持たせるように考慮し、自分たちの地域は自分たちで守るとい
う、自主的な地域防災の心を啓蒙することも必要である。

ウ 初期消火活動においては、自主防災組織に負うところが大きい。消防団OBも含めた組
織化を急ぐべきである。

エ 自主防災組織は、消防団との連携を密にしながら訓練や研修を行い、防火に対して実行
ある組織にすべきである。

オ 団員以外の補償制度については、認識に差異があった。周知徹底を図り、住民の協力し
やすい環境を整備すべきである。

(2) 水利について

ア 消防施設の整備計画に沿って、水利の空白地帯の解消に努めるべきである。

イ 湯水期における自然水利の活用については、関係機関との話し合いを持ち可能な限り流
水を図れるように交渉すべきである。

ウ 積雪時でも消火施設を把握できる表示をすべきである。庄内臨空工業団地あまるめのよ
うな地下式消火栓は雪国である本町には不向きである。今後については検討を要する。

エ 宅地造成にあたっては、消火栓と保管箱をセットにして公共の土地に設置すべきである。

オ 消火施設負担区分の1町2制度については、早期に解消すべきである。

カ 学校プールは、有効な施設であり、改修に際しては取水口を設置すべきである。

(3) 常備消防について

ア 酒田地区消防組合余目分署の施設の課題は、これまでも意見を述べてきたが極めて深刻
である。改善に向け一層の努力を図るべきである。

イ 分署は日常訓練可能な施設にすべきである。